

令和7年8月18日

件名 放課後児童クラブの運営の選択制への移行について

本年4月に開設した放課後児童クラブ支援課では、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）に関する諸課題を「本市が抱える最大の課題」ととらえ、クラブにおける「運営にかかる保護者負担の軽減」「支援員の確保」を主な課題として、その対応策を検討してきました。

こうした課題に対し、令和8年度に向けて下記の施策を行うことにより、市内クラブのより一層の安定的な運営が図れるよう、支援してまいります。

なお、関係予算を次回市議会定例会（令和7年9月）に提出する予定です。

1 保護者負担軽減のため施策

本市のクラブは、以前より地域の方々の意見を反映させることができる地域運営委員会方式によりクラブ運営を行っており、地域や保護者の方々にクラブ運営に係る様々な業務を担っていただいております。

一方、このような運営形態に関しては、近年の共働き世帯の増加等に伴い、主に保護者の方々から「仕事をしながらクラブの運営委員として業務を行うことは負担が大きい」といった声をいただいております。こうした保護者の負担を軽減するための施策を検討してまいりました。

(1) 委託先法人の充実

令和8年度からは、希望するクラブに関しては、各クラブがその選択により、現在の運営方式を継続するか委託方式とするか、委託方式とする場合には全部委託とするか一部委託とするかについて選択できる取扱い（選択的委託方式）（別紙1を参照）とし、その場合の委託先として現段階では下記の①から④の団体にご協力いただくこととなりました。

今後、各クラブに委託先法人を紹介のうねマッチングの機会を設け、業務委託によって、保護者負担の軽減を図ります。

①一般社団法人 高崎学童

市が出資し設立する予定の一般社団法人で、各クラブの個別のニーズに応じ必要な支援を行います（※「一般社団法人 高崎学童」については、別紙2を参照）。

②保育園・認定こども園（10数園の予定）

保育園等運営のノウハウを基礎に、クラブの運営も併せて行います。

③行政書士高崎事業協同組合

行政書士としての事務処理、会計処理能力を基礎に、クラブの主に労務管理、経理業務を請け負います。

④ケアサプライシステムズ（株）

本市の介護SOSサービスやヤングケアラーSOS事業の実績、人材確保に関する地域的ネットワークを基礎に、クラブの運営も併せて行います。

(2) 委託料の増額

現在、運営委員会が運営しているクラブにおいては市から運営委員会に対して運営委託料をお支払いしております。今後、運営委員会の判断により(1)①から④の法人に委託となった場合、法人に対する運営委託料に関しては一定程度の加算を検討しております。

(3) スケジュール (令和8年度から委託を目指す場合)

時期	内容
9月下旬	各クラブの運営委員会向けの説明会を開催 ・ 選択的委託方式の説明 ・ 委託先法人の紹介
12月下旬	各クラブの委託先確定
1月下旬	各クラブにおいて、運営委員会と委託先法人による保護者向け説明会を開催

※委託を希望しているクラブのうち、このスケジュールで委託先を確定できないクラブに対しては、市から継続的な支援をしていく予定です。

2 支援員の確保のための施策

1 (1)①に記載の「一般社団法人 高崎学童」に下記の役割を持たせ、市内各クラブの支援員の確保に寄与します。

※「一般社団法人 高崎学童」については、別紙2を参照

(1) 支援員の募集

現在、各クラブでは個別に募集等を行っているところですが、今後はそれに加え同法人が、高崎市役所や各種リクルート会社などと連携し募集活動を大規模に行うことで、各クラブ単位では難しかった人材の募集、確保に努めます。

(2) 支援員の紹介

(1)で募集した人材を各クラブに紹介し、各クラブへのマッチングを行います。その際には、地域的な偏りも考えられることから、その調整も同法人が行います。

【本件に関する問い合わせ】

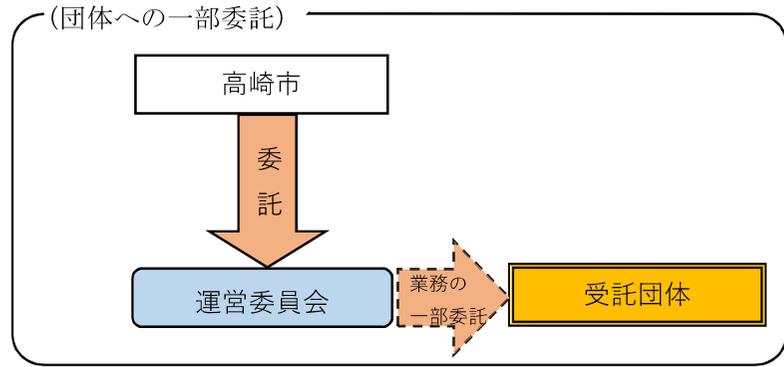
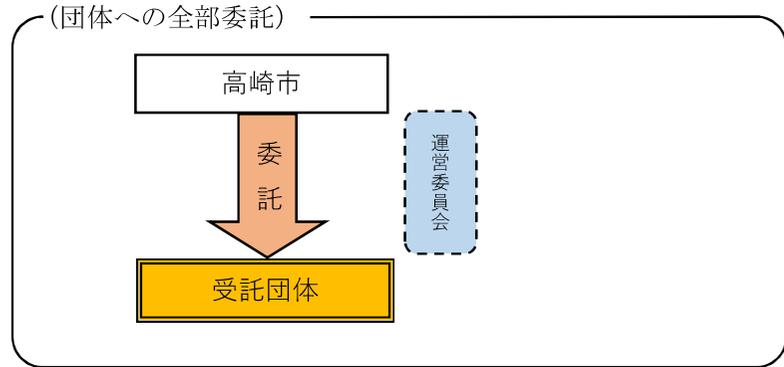
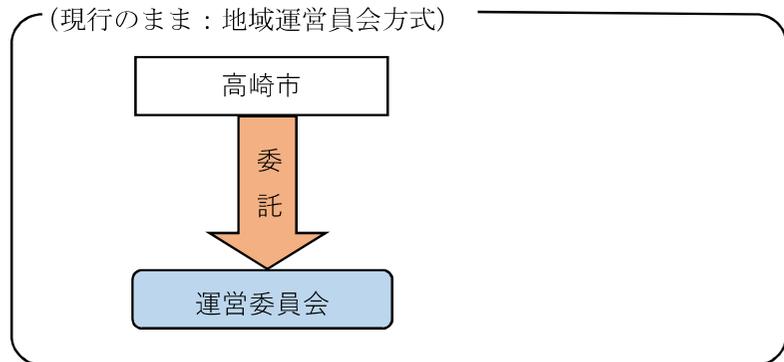
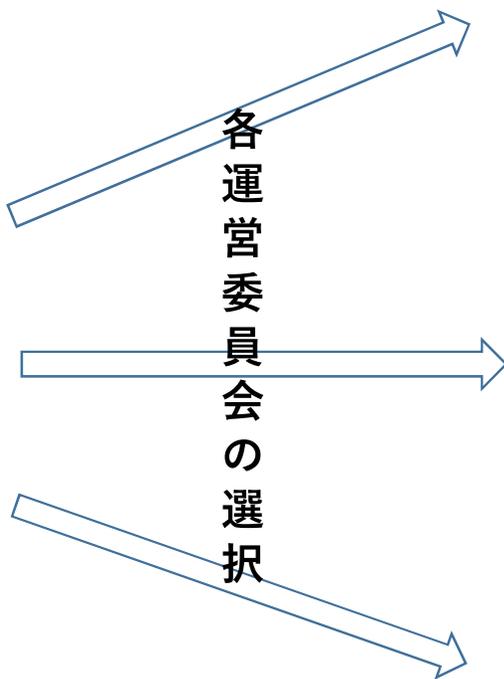
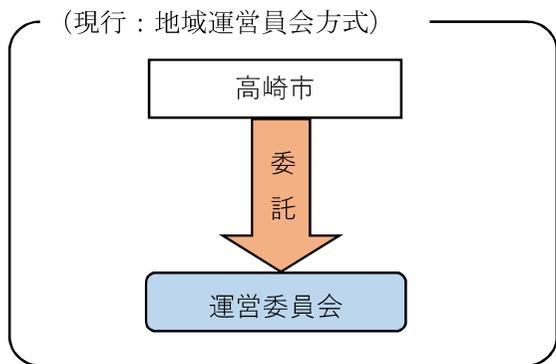
福祉部放課後児童クラブ支援課

電話: 027-395-5421

【選択的委託方式】

令和 7 年度

令和 8 年度以降



「一般社団法人 高崎学童」

「一般社団法人 高崎学童」は、市内の放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の諸課題に対応するために本市が出資し設立予定の法人で、下記の目的、機能を果たすことを期待されています。

1 設立法人の目的、機能

(1) クラブの委託先としての機能

各クラブの運営にかかる保護者負担軽減のため、市では様々な団体に委託先として協力をいただきますが、「一般社団法人 高崎学童」もその委託法人の一つとして、各クラブの運営を市から受託します。

(2) 市内クラブの支援員の募集、紹介を行う機能

市内クラブの支援員確保のため、各クラブで個別に行っている支援員の募集について、「一般社団法人 高崎学童」が高崎市役所や各種リクルート会社と連携して行い、人材を各クラブに紹介します。

2 設立年月日 令和7年10月1日（予定）

3 体制

法人本部に事務局を置き、各クラブの総務的事務を一括して行います。

- (1) 理事 小見勝栄氏（元教育委員長）ほか4名
- (2) 法人所在地 高崎市高松町35番地1（高崎市役所内）
- (3) 職員体制 事務局長1人、事務職員2人、嘱託職員2人

4 運営資金

本市が支出する基金（株式会社等であるところの「出資金」）※により当面の間運営を行います。令和8年度からは下記の本市からの委託料収入により運営する予定です。

※令和7年9月議会で補正予算を計上する予定です。

(1) クラブ運営に関する運営委託料

「一般社団法人 高崎学童」も委託先法人の一つとして、市内クラブのうち委託を希望するクラブの運営を市から受託し、その運営委託料を市から受領することとなります。

(2) 支援員の募集、紹介に関する委託料

「一般社団法人 高崎学童」は支援員の募集、紹介について市から受託し、その委託料を市から受領することとなります。